



福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係【臨時福祉給付金担当】 ☎476-1111(173・143)

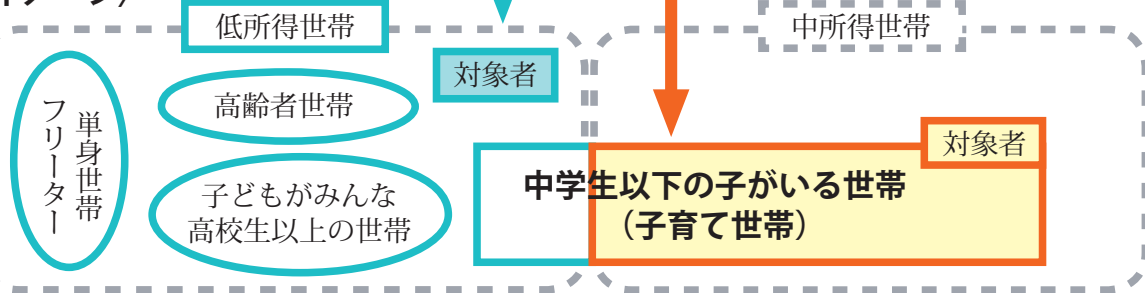
◆2つの給付金の受け付けが始まりました。

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

申請方法

- 申請先： 大崎町役場 保健福祉課（受付は大崎町中央公民館1階で行います。）
平成26年1月1日時点で住民票が大崎町にある方が対象です。
- 申請期間： 平成26年6月16日（月）～平成26年9月16日（火）
- 提出書類： 申請書（集落発送または郵送で対象者にお渡しいたします。）

本人確認書類

保険証、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し など

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し など

『子育て世帯臨時特例給付金』：児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

給付金の受取方法

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。
※金融機関口座をもっていないなどの場合には申請時にご相談ください。